

J:COM ガス supplied by 東京ガスに関する特定商取引法に基づく表示

J:COM ガス supplied by 東京ガスに関する重要なことが記載されています。以下の内容を十分にお読み下さい。

●販売事業者：

ガス取次事業者は、以下の表のうちお客さまに別途交付される「申込書控」または「お申込内容確認書」にて特定される事業者です。

商号：株式会社ジェイコム埼玉・東日本
本店：埼玉県さいたま市浦和区常盤 10-4-1
代表者：代表取締役社長 平岩 光現
電話番号：0120-999-000（9:00～18:00 年中無休）

●販売商品

弊社は、ガス小売事業者である東京ガス株式会社（以下「東京ガス」といいます。）と取次契約を締結し、東京ガスの取次業者として、一般の需要に応じ東京ガスが供給するガスを「J:COM ガス supplied by 東京ガス」（以下「本サービス」といいます。）として供給します。なお、本サービスは、以下の契約種別から構成されています。

J:COM ガス supplied by 東京ガス
①一般コース
②ずっともガスコース
③湯ったりエコぷらんコース
④暖らんぷらんコース
⑤エコウィルで発電エコぷらんコース
⑥エネファームで発電エコぷらんコース

また、以上に掲げる契約種別のうち③～⑥については、別表 料金表に掲げる「■割引制度」に定める条件を満たし、かつ、お申込の際にご希望いただいた場合には、各コースの割引が適用となります。

●申込方法

お客さまは、弊社指定の申込書またはお電話によって本サービスにお申し込みいただけます。

●提供開始時期

- ・お客さまが他のガス小売事業者から本サービスに契約変更する場合の提供開始予定日は、原則として、従前のガス小売事業者との解約や一般ガス導管事業者との切替手続き完了後の初回定例検針日の翌日からといたします。
- ・提供開始予定日は、手続きの都合等で変更となる場合があります。
- ・本サービスの提供を開始した日については後日弊社よりメール等の電磁的方法でお客さまに通知いたします。なお、電磁的方法にて対応できないお客さまについては書面にて郵送いたします。

●本サービスの契約期間

- ・本サービスに関する契約は、弊社がお客さまからのお申込みを承諾したときに成立し、個別約款その他当社とお客さまの間で締結した本サービスに関する契約の終了事由ごとに定められた契約終了の期間まで有効に存続するものといたします。
- ・本サービスと弊社が提供する J:COM TV・J:COM NET・J:COM PHONE 等を含む弊社の指定するサービスを一定期間、契約解除および利用の一時中断をせずに継続して利用することが条件として含まれる契約（以下「長期契約プラン」といいます。）は、すべてのサービスが開始（開通）したときに成立し、弊社が別に定める「J:COM サービスご加入に関する重要事項説明」（以下「J:COM サービスご加入に関する重要事項説明」といいます。）「19. 長期契約プランの契約期間・契約解除料金について」に定める期間まで有効に存続するものとします。

●提供価額

①申込み手続きに関する料金

- ・以下の場合には、契約事務手数料またはサービス変更手数料として J:COM サービスご加入に関する重要事項説明「20. 工事費・撤去費・手数料など」に記載の金額が必要です。
 - 1) 本サービスを含む長期契約プランに新規加入する場合。
 - 2) 本サービスを含む長期契約プランご契約中に契約を変更する場合。
※本サービスを含む他の長期契約プランへ変更する場合を除く。
- ・本サービスを除く長期契約プランをご利用頂く場合には、別途工事費等が必要です。

②月額利用料金に関する料金

本サービスの月額利用料金は、原則として、別表に定める料金表を適用して、弊社がお客さまにお知らせするガス使用量に基づき、その料金算定期間(1ヶ月間)の料金（基本料金および従量料金の合計額）を算定した額といたします。

長期契約プランの月額利用料金は、弊社が別に定める「J:COM サービス重要事項説明」（以下、「J:COM サービス重要事項説明」）に定めるとおりとします。

③割引に関する料金

- ・本サービスと併せて長期契約プランもしくはハートフルプランをご契約後、J:COM ガスの提供が開始された翌月から長期契約プランもしくはハートフルプランの月額利用料金から月額 100 円(税込 110 円)が割引されます。
- ・J:COM ガスを含む長期契約プランもしくはハートフルプランでいずれかのサービスが解除、もしくは解約となった翌月から、割引は適用されません。

④その他料金

- ・本サービスを契約期間満了月前月または当月以外に解除された場合、長期契約プランも解除となります。
その場合には、J:COM サービス重要事項説明に定める長期契約プランの契約解除料金が発生します。
- ・ガス使用に伴いガス工事を必要とする場合には、当該ガス工事にかかる費用はお客さま負担となります。
- ・内管、昇圧供給装置、ガス栓、ガス機器、ならびにお客さまのために設置されるガス遮断装置および整圧器は、お客さまの負担で設置いただきます。
- ・ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する設置工事費はお客さま負担となります。
- ・お客さまの都合で供給管の位置変更を行う場合、これに要する工事費はお客さまにご負担いただきます。

- ・本支管および整圧器（お客さまのために設置される整圧器は除きます。）は、一般ガス導管事業者の所有とし、一般ガス導管事業者のガス工事約款に定める差額が生じた場合は、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてお客さまにご負担いただきます。
- ・その他設備に関するお客さまの費用負担については、ガス工事約款の定めによるものとします。
- ・紙面でガスのご利用量の明細発行をご希望の場合は、J:COM サービスご加入に関する重要事項説明「20. 工事費・撤去費・手数料など」記載の金額がかかります。

●支払方法および支払時期：

- ・本サービスをご利用頂いているお客さまは、原則として、検針日の属する月の翌々月にガス料金をお支払い頂きます。また、ご利用いただくクレジットカード会社によっては、検針日の属する月の翌々月よりもお支払時期が遅れる場合もございます。あらかじめご了承ください。
- ・初回は、初期費用、各種手数料等、本サービス開始日から次の初回検針日までの月額利用料金（日割計算となる場合がございます。）を請求いたします。
（本サービスを含む複数の弊社が提供するサービスをご契約のお客さまには、それぞれのサービスに分けて請求いたします。）
- ・各種手数料、毎月の月額利用料金について、弊社指定の申込書に記入の上、金融機関のお客さまの口座からの自動振替またはクレジットカードによる決済手段を用いて、お支払いいただきます。
- ・本サービスへの切替月は、東京ガスまたは本サービスお申し込み前にご利用の他のガス小売事業者、および弊社の双方から請求が行われる場合があります。

●契約の解除に関する事項

【クーリング・オフについて】

1. 本書面を受領した日から8日を経過する日までに弊社に書面または電磁的記録でお申し出いただければ、本サービスの提供契約を解除することができます。
2. 1にかかわらず、弊社がクーリング・オフを妨げるために、事実と異なる説明をしたことによりお客さまが誤認をし、または弊社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって1の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、別途弊社が作成するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、お客さまが弊社から受領した日から8日を経過する日までに弊社に書面または電磁的記録でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。
3. 1または2のクーリング・オフは、お客さまが1または2のお申し出をされたとき（郵便消印日付）に効力が生じます。
4. 1または2のクーリング・オフがあった場合、
 - ① 既に本サービス提供のため、弊社が工事の準備を開始している等にて原状回復する必要がある場合には、それに要する費用は弊社が負担いたします。
 - ② 弊社は、お客さまが本サービスをご利用することにより得られた利益に相当する金銭、ならびにクーリング・オフに伴い発生する弊社の損害にかかる金額の支払いを請求することはありません。
 - ③ 既に月額利用料金その他を弊社にお支払済みの場合は、その全額をお客さまに返還いたします。

●制限事項

- ・本サービスが技術的または設備的な起因によりご提供できない場合、本サービスをご契約いただくことはできません。
- ・お客さまは、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、直ちに適切な処置をとっていただきます。
- ・弊社、東京ガス及び一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- ・一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。
- ・お客さまは、需要場所で使用される機器に応じて、フィルター等の必要な設備を設置していただきます。
- ・弊社、東京ガス及び一般ガス導管事業者は、ガスの保安作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設またはガス機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ係員は、所定の証明書を提示いたします。

- ・お客さまは、機器撤去により個別約款に定められる適用条件の対象ではなくなった場合、弊社へ速やかにご連絡ください。
- ・ご利用料金未納に伴う強制解除など、弊社が行う本サービスの解除が生じた後に、解除事由が解消し、再度本サービスのご利用をご希望される場合は、新たに本サービスのご契約が必要となりますので、J:COM カスタマーセンターまでご連絡ください。

担当者名

(別表) 料金表

【J:COM ガス supplied by 東京ガス】

■適用区分

【一般コース、湯ったりエコぷらんコース、暖らんぷらんコース(その他期*)、エコウィルで発電エコぷらんコース(その他期*)】

- 料金表A 使用量が0 m³から24 m³まで
- 料金表B 使用量が24 m³を超え、500 m³まで
- 料金表C 使用量が500 m³を超える場合

【ずっともガスコース】

- 料金表A 使用量が0 m³から12 m³まで
- 料金表B 使用量が12 m³を超え、500 m³まで
- 料金表C 使用量が500 m³を超える場合

【暖らんぷらんコース(冬期*)、エコウィルで発電エコぷらんコース(冬期*)、エネファームで発電エコぷらんコース(冬期*)】

- 料金表A 使用量が0 m³から20 m³まで
- 料金表B 使用量が20 m³を超え、79 m³まで
- 料金表C 使用量が79 m³を超える場合

【エネファームで発電エコぷらんコース(その他期*)】

- 料金表A 使用量が0 m³から20 m³まで
- 料金表B 使用量が20 m³を超える場合

* 「その他期」とは5～11月までの期間をいい、「冬期」とは12～4月までの期間をいいます。

(単位：円/消費税(10%)相当額を含む)

		一般コース	ずっとも ガスコース	湯ったり エコぷらん コース	暖らんぷらん コース (その他期)	暖らんぷらん コース (冬期)	エコウィルで 発電エコ ぷらんコース (その他期)	エコウィルで 発電エコ ぷらんコース (冬期)	エネファームで 発電エコ ぷらんコース (その他期)	エネファームで 発電エコ ぷらんコース (冬期)
A	基本料金	759.00	759.00	759.00	759.00	759.00	759.00	759.00	759.00	759.00
	基準単位料金	131.34	154.55	131.34	131.34	131.34	131.34	131.34	131.34	131.34
B	基本料金	1,296.10	1,296.10	1,296.10	1,296.10	1,267.20	1,296.10	1,244.10	1,313.40	1,313.40
	基準単位料金	109.79	109.79	109.79	109.79	106.44	109.79	107.64	104.22	104.20
C	基本料金	7,612.30	7,612.30	7,612.30	7,612.30	1,668.92	7,612.30	1,883.20	/	1,769.90
	基準単位料金	97.17	97.17	97.17	97.17	101.39	97.17	99.61	/	98.47

■割引制度

湯ったりエコぷらんコース、暖らんぷらんコース、エコウィルで発電エコぷらんコース、エネファームで発電エコぷらんコース
いずれかにご契約いただいているお客さまのうち、以下に掲げる機器を所有している場合は、割引の適用をご希望されるお客さまに対して適用いたします。

- ① 潜熱回収型給湯器 ② ガス温水床暖房 ③ ガス温水浴室暖房乾燥機 ④ エコウィルの発電ユニット
⑤ エネファームの燃料電池ユニット

	所有されている機器	割引率	割引上限額 (税込)
湯ったりエコぷらんコース	①	3%	2,619 円
暖らんぷらんコース	②	-	-
暖らんぷらんコース(バス暖割)	②③	3%	2,619 円
暖らんぷらんコース(エコ割)	①②	3%	2,619 円
暖らんぷらんコース(セット割)	①②③	6%	5,238 円
エコウィルで発電エコぷらんコース	④	8%	6,286 円
エネファームで発電エコぷらんコース	⑤	-	-
エネファームで発電エコぷらんコース(バス暖割)	③⑤	3%	2,619 円
エネファームで発電エコぷらんコース(床暖割)	②⑤	その他期 割引なし	-
		冬期 10%	7,857 円
エネファームで発電エコぷらんコース(セット割)	②③⑤	その他期 3%	2,619 円
		冬期 13%	10,476 円

※ご使用量 0 m³の場合は、割引はございません。

※1 円未満の端数切り上げ

※弊社は、毎月の料金について適用する基本料金及び単位料金（基準単位料金又は調整単位料金）を、インターネット上での開示
その他当社が適当と認める方法により、あらかじめお客さまにお知らせし、お客さまが料金を算定できるようにいたします。